

座間市高齢者虐待防止ネットワーク事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第16条に基づき、関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備するため座間市高齢者虐待防止ネットワーク事業（以下「ネットワーク事業」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 ネットワーク事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 高齢者虐待の防止、早期発見、早期対応及び再発防止の対策に関すること。
- (2) 高齢者虐待の被害者及び養護者への支援体制等に関すること。
- (3) 高齢者虐待の実態把握に関すること。
- (4) その他高齢者虐待の防止に関すること。

(座間市高齢者虐待防止ネットワーク事業運営委員会)

第3条 市長は、ネットワーク事業の推進状況の確認を行い、事業の評価及び見直しを行うため、座間市高齢者虐待防止ネットワーク事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を開催し、意見を求めるものとする。

(高齢者虐待防止のネットワークの構築)

第4条 市長は、別表に掲げるネットワークを構築するものとする。

(実施細目)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月11日から施行する。

別表（第4条関係）

ネットワーク	機能	構成員
早期発見・見守りネットワーク	地域住民による高齢者虐待の防止、早期発見及び見守りのネットワーク	民生委員、地域包括支援センター等
保健医療福祉サービス介入ネットワーク	高齢者や家族が利用している保健医療福祉サービスを通して、虐待の早期発見やサービス等に迅速につなげ、継続的に支援するネットワーク	養介護施設相談員、訪問介護事業所、訪問看護事業所、介護支援専門員、地域包括支援センター等
関係専門機関介入支援ネットワーク	保健医療福祉サービスによる相談や対応の範囲を超える場合の協力や専門職との連携のためのネットワーク	医療機関、警察、弁護士、保健所等